

安心のまちづくりのために

第92回

高齢者の暮らしを考える

高齢者を消費者トラブルから守る

訪問販売や電話勧誘など消費者トラブルに関する相談が増加しています。地域包括支援センターでは、消費生活センターなどの関係機関と連携し、高齢者を消費者トラブルから守る取り組みを行っています。



地域包括支援センター社会福祉士連絡会の様子(消費者トラブルに関する情報共有)

松阪市の 消費者トラブルについて

契約に関するトラブルの解決に向け、相談内容に合わせた情報提供や助言、適切な専門機関への「つなぎ」を行っている松阪市消費生活センターによると、令和3年度に寄せられた相談件数は約1,200件で、その中でも高齢者からの相談の割合が高い傾向にあります。

消費者トラブル 防止に向けた取り組み

■通信販売トラブル

お試し価格で購入したら、定期購入が条件だった。

■電話勧誘販売・送り付け

電話で海産物等を強引に勧誘し、一方的に商品を送り付けられる。

相談の多いトラブル事例

■点検商法

突然業者が訪問し、無料点検を口実に不安をあおり、修理工事等の高額契約を締結させられる。

す。また、関係機関と消費者トラブルの事例や防止のポイント、消費者を守る制度などを情報共有し、連携しながら、地域の出前講座や広報誌などで住民の皆さんへ情報発信や啓発活動を行っています。

一人で悩まず相談を

高齢者には消費者トラブルの情報が届きにくいため、騙されていることに気づかず、相談につながっていない場合があります。契約するときは、まず、家族や周りの信頼できる方に相談し、しっかりと内容を理解した上で契約をすることが大切です。少しでも不安なことや疑問に思ったことがあれば、すぐにお近くの地域包括支援センターや消費生活センターへ相談しましょう。

一相談窓口一

●各地域包括支援センター

第一地域包括支援センター(☎25-1070)
第二地域包括支援センター(☎42-7255)
第三地域包括支援センター(☎32-5083)
第四地域包括支援センター(☎51-5885)
第五地域包括支援センター(☎25-4300)

●消費者トラブルに関するこ

松阪市消費生活センター(☎25-6590)

市役所4階商工政策課内(殿町)

・相談時間／平日

午前9時～正午、午後1時～4時



【問】 高齢者支援課 ☎53-4099